

入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が発注する（長期継続契約）公用自動車賃貸借業務契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長 齋藤 保

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 (長期継続契約) 公用自動車賃貸借業務 一式
- ① 小型自動車（コンパクトカータイプ） 2台
 - ② 小型自動車（ステーションワゴンタイプ） 2台
 - ③ 小型自動車（ミニバンタイプ） 1台
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書①～③のとおり
- (3) 履行期間 令和3年7月1日から令和6年6月30日まで（36か月）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に、公共機関（国・地方公共団体の機関）から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年度法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (3) 自家用自動車有償貸渡許可証を有し、福島県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (4) 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
 - ア 自家用自動車有償貸渡許可証（写）
 - イ 営業所の所在地を確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）
- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項を示す場所 入札書説明書の配付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8043

住所 福島市中町1番19号 中町ビル6階

機関名 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

電話番号 024-581-6894

FAX 024-581-6898

(2) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和3年6月11日（金）から令和3年6月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までに公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構総務部総務課に提出すること。

なお、申請書類は持参又は郵送とする。（提出期間内必着とする。）

おって、入札参加資格の有無を一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）により通知する。

(3) 入札書及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月23日（水）午後1時30分

イ 場所 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構会議室
（福島市中町1番19号 中町ビル6階）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第3号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す提出日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）の写し

イ 委任状（第4号様式） ※代理人が出席し、入札する場合。

(3) 入札書には、次の事項を記載しなければならない。

ア 入札書に記載する金額は、①小型自動車（コンパクトカータイプ）2台、②小型自動車（ステーションワゴンタイプ）2台及び③小型自動車（ミニバンタイプ）1台に係る1か月分の賃貸借料の合計額（消費税相当額を含まない。）を入札書に記載するものであって、履行期間全体の総額ではないので注意すること。

イ 入札書に記載する金額は、次年度以降に支払う金額の根拠となるので、変更が生じないように1回当たりの支払額（月額）を精査して記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

オ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加する者は、入札金額（月額）に12（12か月分）を乗じた額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料は入札者負担とする。
- (3) 入札保証金の納入は、入札日前日までに行うこととし、事前に後記18に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、入札保証金の免除を希望する者は、前記5(2)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（第5号様式）と入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証書）又は実績調書（添付様式1）及び添付書類を提出すること。
ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 入札保証金は、落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納入に係るものは契約書の取り交わし後に返還する。なお、振込手数料は入札者の負担とする。
- (6) 落札者の入金に係る入札保証金は、前記7(5)にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- (7) 落札者の納入に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交わしをしないときは機構に帰属させる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類確認を受けるものとし、代理人の場合は身分証明を提示し、確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納入したものは、金融機関が発行した納入したことの確認ができる書類を提示し、確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札について棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、契約書(案)、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、公用自動車賃貸借業務契約に係る

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（第6号様式）により令和3年6月17日（木）までに機構理事長に説明を求めることができる。

機構理事長は、同じく公用自動車賃貸借業務契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（第6号様式）により速やかに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者がした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (5) 同一事項の入札につき、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 日付、記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額（月額）を1年間あたりの額に換算した額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料等は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金の納入は、落札決定日から6日以内に契約書取り交しの前日までにを行うこととし、事前に後記18に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、契約保証金の免除を希望する者は、落札決定日から3日以内に契約保証金納付免除申請書（第7号様式）と履行保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は実績調書（添付様式1）及び添付書類を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
 - ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 落札者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 契約保証金は、契約の相手方が契約履行後に返還する。なお、振込手数料は契約の相手方負担とする。
- (6) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定する期日までに契約書の取り交しを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約条項は、公用自動車賃貸借業務契約書（案）による。

17 その他

- (1) 天災等やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止

するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(2) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写
- ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該契約に関する問い合わせ先

〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島オフィス総務部総務課
電話 024-581-6894/ FAX 024-581-6898/ メール soumu@fipo.or.jp